

## 資料編

---

## 資料編

### 1 策定経過

年 月 日		内容
令和7 (2025) 年	5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康づくりに関するアンケート調査の実施</li> <li>■前計画の事業進捗評価の実施</li> <li>■計画骨子（基本方針）の検討</li> </ul>
	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第1回深谷市健康づくり推進協議会</li> <li>・「第3次深谷市健康づくり計画」策定について</li> <li>・「第2次深谷市健康づくり計画」の評価について</li> <li>・深谷市健康づくりに関するアンケート調査報告</li> <li>・第3次深谷市健康づくり計画の構成及び今後のスケジュールについて</li> </ul>
	8月～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画素案の検討</li> </ul>
令和8 (2026) 年	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第2回深谷市健康づくり推進協議会</li> <li>・「第3次深谷市健康づくり計画（素案）」について</li> </ul>
	1月9日～ 23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パブリックコメントの実施</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画決定</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画公表</li> </ul>

## 2 条例・設置要綱・委員名簿

### 深谷市健康づくり推進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民、関係団体、事業者及び市の協働による健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の健康を増進し、もって市民が生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係団体 保健、医療又は福祉に関する団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び市内において健康づくりに関する活動を行う団体をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 健康づくりは、市民が生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができるよう、全世代を通じて継続的に行われるとともに、健康が生活の質を高めるために不可欠であることを認識し、市民、関係団体、事業者及び市の協働により推進されるものとする。

#### (市の責務)

第4条 市は、市民、関係団体及び事業者と相互に連携を図りながら、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、健康づくりの推進に関する施策に反映させるため、健康づくりに関する情報を把握するものとする。
- 3 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、他の地方公共団体、教育機関その他の関係機関と連携を図るものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関する意識を高め、自らの心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市の健康づくりの推進に関する施策に積極的に参加するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、健康づくりの推進に関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 関係団体は、市の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 栄養及び食生活に関すること。

(2) 身体活動及び運動に関すること。

(3) 休養及びこころの健康に関すること。

(4) 歯及び口腔の健康に関すること。

(5) 飲酒及び喫煙に関すること。

(6) 健康管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

(協議会)

第9条 健康づくりを協働により推進するため、深谷市健康づくり推進協議会を設置する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている基本計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

## 深谷市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康づくりを総合的に推進するために、深谷市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 健康づくり計画に関すること。

(2) 健康づくりの推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内をもって組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 保健医療団体の代表者

(3) 健康づくり団体の代表者

(4) 関係団体の代表者等

(5) 識見を有する者

(6) 深谷市人材バンク登録者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民の健康づくりの推進に関する事務を所掌する部署において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを決定する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。

深谷市健康づくり推進協議会委員名簿

	氏名	所属団体	備考
関係行政機関 (1号委員)	鈴木 勝幸	熊谷保健所	
保健医療団体 (2号委員)	黒屋 信隆	一般社団法人 深谷寄居医師会	
	木村 学	深谷寄居歯科医師会	
	中里 範子	深谷市薬剤師会	
健康づくり団体 (3号委員)	渡部 明子	深谷市食生活改善推進員協議会	
関係団体 (4号委員)	坂田 順司	深谷市PTA連合会	
	齊藤 留理	公立幼稚園園長会	
	高木早智子	深谷市民間保育園協議会	
	井上 清美	一般社団法人 くまがや助産師会	
	萩原 徹也	深谷商工会議所	
	井上 杏実	深谷市社会福祉協議会	
	加藤 昇	スポーツ推進委員協議会	
	栃原 若菜	深谷市中学校養護教諭	
	佐々木 規枝	深谷市中学校栄養教諭	
	加藤 千春	大里広域地域包括支援センター	
学識経験者 (5号委員)	野村 政子	学校法人青淵学園 東都大学	会長
	滝澤 毅矢	学校法人智香寺学園 埼玉工業大学	副会長
深谷市人材バンク 登録者 (6号委員)	根岸 薫	公募	
	柿沼 直美	公募	
	松下 ちひろ	公募	

### 3 健康づくりに関するアンケート調査の概要

#### ①調査の目的

「第3次深谷市健康づくり計画」の基礎資料とするため、市民の日ごろの生活や、健康状態等について把握することを目的に実施しました。

#### ②調査対象・方法

調査種別	一般	16～19歳	乳幼児保護者
対象	深谷市に居住する20歳以上の市民	深谷市に居住する16～19歳の市民	乳幼児健診等来所の保護者
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネットでの回収		深谷市保健センターでの直接配布・回収
実施時期	令和7年5月～6月		

#### ③回収結果

調査種別	一般	16～19歳	乳幼児保護者
配布数	2,494件	1,191件	350件
有効回収数	1,157件	439件	349件
有効回収率	46.4%	36.9%	99.7%